

平成26年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成26年 6月23日（月）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	定住対策課長	鳥井	登
副町長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	山本	和博	上下水道課長	山崎	龍一
総務課長	大庭	孝久	建設課長	春木	茂正
会計管理者	池田	賢一	総務学校教育課長	八幡	哲
企画財政課長	渡部	誠	生涯学習課長	濱田	勉
税務課長	池田	茂良	布施支所長	大上	一郎
町民課長	名越	玲子	五箇支所長	宮本	智幸
福祉課長	藤川	芳人	都万支所長	田中	秀喜
保健課長	長田	栄	行政係長	中村	恒一
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一
観光課長	吉田	隆			

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野 津 浩 一

事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 4人

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、9番：齋藤昭一 議員

○9番（齋藤昭一）

まず、分割一つ目です。

太陽光発電について、メガソーラーのより良い有効活用をということで出しております。

日本国はとにかく資源がなく他国に頼らねばなりません。資源のある国同士の貿易と比べ

たら足元を見られて何倍もの価格で原資を購入せざるを得ない状態です。過去の苦い戦争が再び起こらないように、資源の確保を国独自にあらゆる方策で確保する必要があると思います。

隠岐の島町には、国同様資源がございません。島民生活を潤すほどの産業もございません。少子高齢化を憂い、落ちこむだけでは沈没するのみでございます。私たちはこの島を子や孫たちに立派にバトンタッチができることを考え、行動することが使命であると思っております。

住民の生活を支え、産業を興すための根源である電力は、本土から送電してくるわけではございません。隠岐島内で発電し確保しております。その原資たる化石燃料が何らかの理由で停止すると途端に島の全機能が動かなくなる。自分の島の電力は自分で賄おうと考え、町として以下のことを検証することを要望いたします。

日本は6基の廃炉がありましたが、48基の原発が今停止をしております。そのために石油・天然ガス・石炭などの燃料輸入が増え、年間の貿易赤字が膨大のものになっております。

昨今、各自治体で自然エネルギー確保に積極的に動き始めております。諸々の種類の自然エネルギー活用が進む中、大規模太陽光発電施設も各地で建設が開始されております。このことを鑑み、まず島の電力を確保することの実践的な活動を開始する必要があるはしないかと考えております。

今年4月23日の新聞報道によりますと、中国電力は3月末時点の再生可能エネルギーの管内状況では、太陽光発電は中国電力と買い取り契約を結んだ設備の総電力容量が前年同期比で2倍となっております。

島根県での買い取り契約の件数の大半は50キロワット未満の小規模な家庭用である、いわゆるソーラーパネル設置でございます。一方、1メガワット以上の設備をメガソーラーといえます。この施設が年々急ピッチで増大しております。ちなみに島後の供給電力は、25.32メガワットと報じてあります。

大規模太陽光発電所設置の1例として、近場では、「シャープ大山の森太陽発電所」が今年5月に開始され運用されております。これは米子市の、シャープ米子株式会社事業所内にできております。敷地面積が35,630平方メートル、年間予測発電量が2,200キロワット、これは一般家庭640世帯分にあたるそうです。太陽光パネル数が8,835枚という大きなものができております。

その他に島根県では、出雲・浜田・松江市など西の方でも稼働しているものや、計画中の

ものもたくさんあります。数えたら13施設ぐらいあります。

離島での再生エネルギー導入については、蓄電システム設置が不可欠である。中国電力では西ノ島町において、昼間の確保した電力を蓄電するシステムの実証実験が始まろうとしております。

現隠岐空港運用開始時に、旧隠岐空港有効利用促進の検討会が新空港運用前より何度も開かれております。太陽光発電施設設置の案がその頃も出ていましたが、時期尚早だったのか消えてしまいました。

今、この時期になって再度検討の価値があると考えて、私の試算によりますが、旧隠岐空港跡地57万5,755平方メートルあります。そのうち着陸帯24万3,000平方メートル、これは全体の42パーセントにあたります。ここに置き換えて考えると、一般家庭の消費電力に置き換えて約3,500世帯が賄えるのではないかと考えております。

隠岐の場合、日照時間、設置費用、中国電力への買電条件、蓄電できない大容量の電力の扱いなどが多く課題に残っております。

今回、太陽光発電を一般質問に取上げておりますが、先般、旧隠岐空港跡地にメガソーラー設置の計画があると知りました。同様のことを考えているのだなと思った次第です。

ちなみに、平成26年6月7日新聞報道によりますと、発電所所在地は旧隠岐空港滑走路、敷地面積は4.2ヘクタール、年間予測発電量は3,500キロワット、太陽光パネルは14,000枚だそうです。年間発電量は一般家庭に換算すると1,100世帯分に当たると。事業者を募集して、来年秋には発電を開始しようかという計画だそうです。

状況を述べたのですが、ただ設置するに当たって県と事業者の仲介を隠岐の島が取るということだけでは町の財政は潤わない。何か無償のサービスをしているように思います。メガソーラー事業では雇用は発生しません、せいぜい周辺の草刈り作業程度です。これが町が事業に参入して、中国電力に電力を売電すれば相当の収入源となると考えます。全国でもそういう地区がたくさん出ておりまして、検討に値するのではと考えております。

役場にエネルギー対策検討部署といいますか、それを検討する部署を設けて、早急に検討する必要があると考えます。町長のお考えを尋ねたい。よろしくお願いします。

○番外（町長 松田和久）

齋藤昭一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、分割質問一点目の「太陽光発電について」のご質問でございました。

「メガソーラーのより良い有効活用を」ということについてでございますが、本町でも昨年

度、旧隠岐空港跡地を活用しての事業実施に向けまして、調査・検討を行わせていただいたところでございます。しかしながら、ご案内のように我が隠岐は離島でございます。独立系統でございます離島の特殊性から、発電しても大規模な受け入れ可能容量がほとんどないということが、昨年時点で中国電力との協議により判明をいたしましたところでございます。事実上、そういった中では事業は成立しないと判断に至りまして、計画策定の実施を断念していたところであります。

ところが、今年4月になりまして、本年度予算によります環境省の補助事業でございます「離島の低炭素地域づくり推進事業」に中国電力が事業採択を受けまして、隠岐諸島における再生可能エネルギー拡大に向けまして、ハイブリッド蓄電池システム実証事業を実施することになったわけでありまして。

この事業を中国電力が実施をされますと、隠岐諸島での再生可能エネルギー導入可能量が大幅に拡大されることとなります。本町での大規模太陽光発電事業の実施が可能となつてまいりましたことから、太陽光エネルギーを活用した「エコアイランド構想」の実現に向け、未利用公共財産を有効利用するという観点も合わせ、旧隠岐空港跡地の一部を利用いたしました。3ないし3.5メガワット規模の大規模太陽光発電事業を推進することとさせていただいたところであります。

また、中国電力とはその範囲でございますが、九州電力では隠岐と同じ距離にある壱岐には、私が聞いたのは平成27年、28年かと思いますが、海底ケーブルを通すということになります。そうするといくらでもこういった離島でも発電をして売電ができる。ところが、ハイブリッド蓄電池を配置しても制約は免れないということでありまして。

事業実施の方法といたしましては、民間公募によりますプロポーザル方式によりまして、事業者を決定したいとこのように考えております。事業者は、固定価格買取制度による電力会社への売電によりまして、将来に渡って安定的な収入が得られ、また、施設管理者である島根県は土地使用料収入が入ることとなり、そして本町には、先ほど草刈り程度ということでしたが、固定資産税が収入として見込まれてくるということでございます。

なお、本町でのエネルギーに関する事務につきましては、先ほどご提言いただきましたが定住対策課を担当課として今対応させていただいております。そういう中で新たに部署を設けるということは、具体的には、今考えていないということでございますので、ご理解を賜りますようによろしく願いいたしまして、私の答弁に代えさせていただきたいと思っております。

〇9番（ 齋 藤 昭 一 ）

とにかく、我が島に利益をもたらすような方向で物事を考えてもらわないと、子々孫々これが何となく人に乗っ取られたような恰好で停滞してしまっただけでは意味がないということで、役場が一番関係しやすいのでそういうところに顔を出して、我がとこに固定資産だけでなくて使用料、いわゆる売電したらその費用が入る、なんなら何十億もかかりますが、町が設置をして中国電力に売電をする、今始めればキロワット 36 円ぐらい、これは 20 年間その金額で推移するわけですが、早いとこそれをやらないと周辺に電力のいろんなものができて設備が良くなって、パネルも良くなって、段々費用が落ちてきた加減で売電の金額が下がってきているそうです。中国電力に行って聞きますとそう言ってました。町が絡んだやり方を早くしてもらいたいというふうに思っております。非常にあちらこちらで出ておまして、1 年間で島根県が 2 倍くらい増えている。鳥取県も 3 倍くらい増えています。鳥取県に、もの凄く大きいのがあります。その辺を、他の所と連携をしながら、常にパイプをつないで情報を仕入れてほしいというふうに思います。

町が公営としての方向性の余地があるかどうか、その辺をお聞きして終わります。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員仰せのように、この太陽光発電の場合には、草刈り程度はあるかも知れませんが雇用にはつながらないかと思えます。もう 3 年前から雇用の場をどうやって確保していくかということで、もっともっとうまくいった私どもの島、農林水産業は基幹産業です。そういったものをうまく活用して、それを雇用の場につなげていくような対策が私は必要ではないかと。そのために、今、隠岐は林業離島、人工林が森林面積 86.5 パーセントありますが、そのうち 6 割弱が人工林です。このまま放置すると大変なことになります。これから国と一緒にしまして、また水産庁でも間伐事業をやっております「漁場保全の森づくり事業」そういったことで、徹底的に間伐をやりまして、昔のように広葉樹と針葉樹が混交するような森林を深山奥山までは作っていく必要があると思えます。そこに派生する木材、今蓄積が 600 万立方メートルと言われております。それをうまく活用して、これをチップなりペレットにする、そしてその一部は電力に切り替えていく、そういった方式をやれば雇用にもつながってくる、若い人も隠岐に帰ってくる。いわゆる、生産人口といわれる方々が多くなるのが、この 10 年間で 2,500 人からの人口が減ったわけですが、これが 20 年、30 年ぐらいなペースで下がっていく、これは上がるということは難しいですが、下がり方を少し激減緩和を図るような対策として生産人口をもっともっと上げていくことが私は必要だと、そういったことを考えながら

やっています。

この、ソーラー発電につきましては民間企業が手を挙げる以上、民間企業でやりたいという方がいらっしゃる限りは、民間にその場を提供していくべきではないかとこのように考えております。

行政があんまり表に出て良いとこばかり取りますと、また何だかんだ言われる、ですから、その辺りは調整をしながら。しかし、民間がやれないといった場合どうするかということは、改めて検討する余地はあるかと思いますので、そういったスタンスで今後取組んでいきたいと、見守っていききたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

〇9番（ 齋 藤 昭 一 ）

次に、分割の二つ目です。

隠岐近海の資源活用、いわゆるメタンハイドレート採掘の現況でございます。

私は、23年12月と24年12月の一般質問で隠岐の島周辺には膨大な海底資源が眠っている、中でもメタンハイドレートは未調査の段階でも天然ガスに換算すると日本の100年分にも相当するというようなものが埋蔵しております。こうすれば一気に資源大国になり、我が島はもちろんのこと日本国は中東のような資源大国になると推定して、是非とも採掘事業に参入する価値はあると町長に進言しておりました。

今年4月、経済産業省・資源エネルギー庁が新型資源メタンハイドレートの埋蔵量を把握するため、境港から調査船が出航して調査を開始している。将来的には商業生産が軌道に乗り山陰沿岸が受け入れ基地になれば雇用などの経済効果が期待できるとしておりました。これは経済産業省の話であります。

鳥取県の平井知事は将来の実用化を視野に、人材育成など長期的な支援に取り組むとしております。ところが、島根県は何か対策を講じているのか、後手に回りはしないかと私どもは危惧しております。

隠岐の庭先にあたる近海で取れる「ズワイガニ」「バイガイ」でも他県に獲られて、隠岐のブランドの名前さえ付けられていないではないか、実に残念でこれが現実でございます。

私は、隠岐はメタンハイドレート採掘前線基地として打ってつけであると、そうなれば、一時保管庫施設や宿舎ができ、雇用の場、人的交流が頻繁となると想像できます。私が2年半前に述べたことが現実味を帯びてまいりました。一刻も早く国や企業にアピールを開始し、隠岐の島を無視することができなくなるように、この事業に積極的な参加体制をとるべきである。

隠岐の島町の歴史に残せるような偉大な事業を、町長の力を最大限に発揮して、立ち上げてもらいたいと思います。町長のやる気度を尋ねたいと思います。

先の一般質問に、町長は「県や国に働きかけたい。」との回答がございましたが、その後、働きかけたのか、しなかったのか、また、今後の意向をお尋ねしたいと思います。

先般、県選出の国会議員には様子だけは投げかけて見ましたが、まだ“のれんに腕押し”の状態でした。隠岐から積極的な働きかけがないんだなと感じました。町としては動けないのか、タイミングを見ているのか、何らかの様子を伺いたい。一刻も早く国への何らかの働きかけが必要と考えます。

以前、私が「夢が近づけば、目標に代わる」イチロー語録を引用しましたが、夢だけで終わらないように、目標地点にのぼり旗が上がる様子を見たいものです。以上、町長にお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

分割質問二点目の「隠岐近海の資源活用について」のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、メタンハイドレート、一昨日も青山先生のご講演がございました。次世代のエネルギーとして世界で注目され、我が国周辺海域において相当のメタンハイドレートが存在していることが見込まれておりまして、将来の天然ガス資源として期待をされているところでございます。

特に、日本海側には低コストで採掘ができる、1,000メートルの所でもある。太平洋沿岸は4,000メートル、更に地下700メートル位に行かないとないということも判明をいたしております。資源の少ない我が国におきまして、メタンハイドレートを採掘し、その実用化が進むことを願ってはおりますが、現状では国家プロジェクトとして積極的に取組んでもらいたいとこのように考えているところであります。

経済産業省資源エネルギー庁では、昨年度から表層型メタンハイドレートの資源量把握に向けた調査を既に実施いたしております。本年度も35億円余の予算を付けまして、継続、調査実施、地質サンプルの採取などを実施するよう伺っているところであります。

ご質問の国・県への働きかけ及び今後の意向でございますが、島根県は、日本海側10府県からなります海洋エネルギー資源開発促進日本海連合に既に参加をいたしております。情報収集や国への提案・要望活動等を実施し、国の予算もそのために大幅に増額してきているということでございます。

本町の対応といたしましては、島根県策定の島根県離島振興計画にもその対応を掲載していただくなど連携をして進めておりますが、現段階で本町単独で取組めるものでなく、今後も島根県と歩調を合わせ、今しばらく、その動向を注視しておりますので、ご理解を賜りますようお願いしたいと思っております。以上、答弁に代えさせていただきます。

〇9番（ 齋 藤 昭 一 ）

再質問をさせていただきます。

町長がおっしゃった今年の6月21日に、隠岐JC主催による独立総合研究所 青山繁晴社長と青山千春博士の講演会を拝聴いたしました。5年前にも来られて、興味はあったのですが議員研修に出かけていて聞けなかったのですが。

また、21日の新聞によりますと、茂木経済産業相が隠岐西方海底でメタンハイドレートが存在する「ガスチムニー構造」、いわゆるガスの柱でございます。隠岐周辺海底では水深1,000メートルで板状や塊状のメタンハイドレートがあり掘削作業がしやすいとされておりまして、詳細調査に入るであろうとしております。ただ、非常に残念なことでありますが、新聞記事によりますと、政府の調査を後押しする意向を示している鳥取県の若山環境立県推進課長補佐が、「今後の調査の進展を期待したい。」と新聞にコメントしております。

隠岐のこの島は島根県です。何故、島根県が出てこないんだと、そういうところにも消極的なのかよく分かりませんが唖然といたしました。何事につけても動きの鈍い県の対応が、皮肉ですがここにも表れているかと思っております。

青山社長に、「開発によって隠岐の島に利益を生むための良い施策は何か。」と尋ねたところ、「とにかく早く手を挙げること。その上に発電所近くにメタンの実証実験施設を設けること、一刻でも早く県や国に隠岐の存在を認識させる。」と、私の提案と全く一緒なことをおっしゃっておられました。

太陽光発電で出た電力は、とにかく実証試験に活用して精製工場というか工場ができて、その際にはその電力で賄って、将来的にはメタンガスで全島民の家庭に安い電気が提供できて、更に国は資源の輸出国で変貌して1,000兆円の借金が完済できるというようなことを描いております。今しかないと思っております。早く動いてもらいたいというふうに思いますが、島根県と歩調を合わせてということですが、歩調を合わせていたらどんどん置いてきぼりをくってしまいますので、その辺のことをよく考えて、もっと引っ張っていくぐらいのつもりで。韓国は今、いろいろやっていますが声を上げるのが非常に上手です。とにかく早く手を挙げてやってほしい。ちなみに韓国もアメリカと合同で竹島の向こうの方で、書類による

と2018年にはできるのではという勢いで動いております。

これも、もっと早く動いてほしいと思いますので、再び町長にお願いをして終りたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

「ズワイガニ」や資源のこともでましたが、私は、残念ながら島根県・鳥取県の県境がある境水道にあることが、隠岐の発展を大きく阻害しているように思ったりもして過ごしてまいりましたが、実は隠岐で獲れるそういった巻網船団の船は全部境港、またこちらから一本釣り関係者も持って行くのは境港なのです。ですから島根県ではありません。そこにも、私は問題があるように思えてなりません。島根県が手をこまねいて何もしないだけではなしに、そういう大きな問題が裏にはあってこういった歴史が続いてきたのではないかと私自身は思っております。

メタンハイドレートの問題でございますが、隠岐近海ということでありますが鳥取も力を入れているじゃないかということでございます。私は、私なりに国に向けてもいろいろ調査をいたしております。

平成20年に海洋基本法が策定をされました。これは5年おきに見直しがされます。そして平成25年新計画が策定をされております。日本海の周辺海域、天然ガスが100年分の消費量確認をしているということも、それを見ていただけたら分かると思っております。

そういった中で経済産業省とも話はしているわけでありまして。そして国は23年から29年まで民間主導商業化プロジェクト開始目標を定めまして、そして隠岐に考えられる役割は何かということについても話し合いをさせてますが、輸送基地、そして補給基地になる。そういった拠点施設に隠岐は十分になれる。もう一つは、海上保安署、海上自衛隊装備拡充の拠点施設、警戒体制の拠点施設に隠岐は考えられると国は見ております。

このメタンハイドレートの問題につきましては、隠岐が手を挙げたから採掘権が隠岐に来るとか島根県にあるということにならないということです。そういうことですから、そうならば早く国に働きかけてそういうことをやりながら、島根県として、隠岐として役割をきちんと果たしていく、そのことが隠岐の活性化にもつながる。

おそらく、この前「竹島東京大会」に行ったときお話を聞かれたかと思いますが、9月の次の国会には自民党の議員提案で「国境離島振興法」が提案されるというように議員から聞きました。これは一緒に行った前田議員も聞いておりますので、私はこれから先、隠岐の島が

国防上の抑止力になる、賑わっていくためにはどうしたらいいか国と一緒に考えてもらえるまたとない機会ではないかとこのように考えております。

そういう中で、メタンハイドレートの基地化の問題、もう一つはもう夢でなくて近い将来ニュートリノの施設、独立法人が今考えております隠岐で地下に10万トンの液体アルゴン装置をつくりたい、これについても近い将来の隠岐を変えてくる大きな夢として、講演会も今年は考えておりますが、そういったメタンハイドレートやニュートリノは隠岐の将来を発展に大きくかかわってくるニュービジネス事業ではないかと考えておりますので、決して手をこまねいて待っているつもりはありませんが、現状ではそういうことで今まさに調査・開発が緒に就いたとご理解をいただきたいと思っております。

○議長（石田茂春）

以上で、齋藤昭一議員の一般質問を終わります。

次に、5番：前田芳樹 議員

○5番（前田芳樹）

それでは早速、質問にはまいります。

まず、若者定住促進住宅の建築分散化についてです。

まず一点目、島後一円を見てみますと、周辺集落からは若年層の姿が消えてしまって団地化された拠点に集約されているようです。周辺集落は、まさに消滅の危機にあります。この点をどうとらえているのかということについて伺います。

本町の人口動態は西郷への一極集中の傾向で、東京へ集中する日本の縮図のように見えます。島根県でも松江市や出雲市へ人口が集中して中国山脈地域の内陸部では集落消滅や超限界集落が進んでいると言えます。本町の様相も似てきています。

同時に、本町では若年層が団地化した町営住宅区域に集中する反面で旧来の集落では限界集落化がまさに加速しているのです。これによって町営住宅のない集落では、環境整備奉仕作業や祭事などの共同事業も困難になり、まさに消滅の危機に差しかかっていると言っても過言ではありません。全体的な人口減少時代のすう勢であるにせよ、道路網整備を進めてきたにせよ、この傾向は公営住宅政策による影響を受けていると思われます。この点をどうとらえているのでしょうか。

二点目ですが、公営住宅建築を拠点集約ではなく、世代間交流のできる集落ごとの分散配置に政策を転換するべきではないかと思っておりますが、どう考えておられますか。

これまでの公営住宅建築は、国の制度的な制約でこうならざるを得なかった側面もあると

いうならば理解はできます。ただ、今後は拠点集中はやめて既存集落ごとの必要に応じて分散配置に政策を転換していかないことには既存集落の衰退に歯止めはかかりません。

旧布施村では、卯敷・布施・飯美の3集落にそれぞれに公営住宅を配置建築しておりました。地域衰退への抑制効果という点では先見の明があったのではないかと思います。

一部世代を隔離するのではなく、子どもから高齢者までの世代間交流が保てる社会構造にしようとするのが自然な姿ではないでしょうか。公営住宅政策は大きな影響力を持っています。これからは、島内の既存集落も存続できるように均衡ある公営住宅の配置を考慮していくべきではないでしょうか。つまり、公営住宅のない集落地区にも分散配置していくように公営住宅政策を転換していくべきではないかと思いますが、その点どうお考えでしょうか。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、分割質問一点目の「若者定住促進住宅の建築分散化について」のご質問でございました。

議員仰せのとおり、本町には高齢化率が50パーセントを超えたいわゆる「限界集落」と呼ばれる集落が増加する傾向にあることはよく承知はいたしております。

本町では、大津久、久見など9地区が該当いたしております。このことは、数年前から危惧されてきたこととございまして、何とか地域が共同体としての機能を維持できるよう、その対策の一つとして平成21年度から「集落地域活性化交付金制度」を導入したところであります。

各自治会が工夫し、地域コミュニティ活性化のための活動の資金としてご活用いただいているところでございますが、その効果は大いにあると判断いたしております。

議員ご指摘の「公営住宅政策の影響があるのでは」という点につきましては、住宅政策による影響がないとは言い難いかも知れません。しかしながら、それ以上に若者の町部を希望する意向は、年々強くなってきているのも現状でございまして、このことが大きな要因であるかと思えます。

町営住宅でいろいろやるんですが、若い人は郡部の町営住宅よりも町部に出たい、郡部は空いているのに入ろうとしない、そういう傾向からそういう現状が強くなってきているのではないかとこのように考えているところであります。

次に、公営住宅の分散配置についてでございますが、公営住宅の整備につきましては、住宅困窮者への安定した居住を確保することにより生活文化の向上を図るものでございまして、

町村合併以前より旧町村におきまして、計画的に整備されてきたものと理解をいたしております。

現在、本町で管理しております公営住宅は、特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅も合わせまして281戸ございます。入居状況につきましては、西郷地区、五箇地区の住宅には全て入居しておりますが、布施地区、都万地区の住宅では、入居者募集を行いましても入居希望者がなく長期間空き家の状態が続いていることも事実であろうかと思っております。

このような状況の中で、公営住宅を分散配置するということは、入居希望者の意向に必ずしも添えないということも予想されます。現在の住宅戸数の維持を図りながら、老朽化住宅につきましては、安全性の確保を図ってまいりますとともに、適切に建て替えによりまして対応してまいらなくてはならないと考えております。

今後の公営住宅の政策につきましては、需要と供給のバランスを考慮して計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。ただ、限界集落がこれ以上増えてくると、集落の維持ができなくなる可能性も大いに考えられるわけであります。ですから、これまでの政策がそうであったから、これからもそれで踏襲するというわけにはいかないかも知れません。その辺りは、地域と十分に意見を聞き相談しながら進めてまいりべき案件ではないか、とこのように考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

〇5番（前田芳樹）

今後はこの公営住宅政策、多角的な視点からよく検討しながら取組んでいただきたいという感じがします。

次の質問にまいります。

大規模な水産業殖産政策について伺います。

明治時代の国策による殖産政策ではありませんが、今、島には安定的な雇用拡大が見込める大規模な殖産政策が必要ではないでしょうか。資源豊富な水産業に可能性があると思っておりますが、どうお考えなのでしょうかとこの点です。

この件に関しましては昨年6月定例会の一般質問でも伺っております。その際には、「水産業振興をしっかりとやります。」との町長答弁を聞いておりますが、実際に運搬船建造など実績は見せておられます。繰り返しになる部分もありますが再度少し伺いをいたします。

昨今の島の経済は、地盤沈下した様相で民間には仕事も働く場所も少ないのです。この辺で、更に思い切った産業経済の建て直し政策を打ち出さないことには、それこそ隠岐の島町

は急激に衰退していきます。民間活力がなくて仕事のない所には当然ながら人は住まないのです。

それでは、島の経済を立て直して大きく雇用拡大が見込めるだけのボリュームを期待できる産業分野は何があるかと見渡してみますと、水産業と介護福祉ではないでしょうか。取り分け、水産業には永続的で安定的な雇用機会の拡大の可能性があると思われます。

島の水産業の水揚高はJF流通の境港扱いで年間50億円と言われております。これも、漁業者が高齢化をして減少しております。漁船や漁港機械設備等の老朽化、魚価の低迷、離島による不利な流通などの課題を抱えておりまして、特に沿岸漁業が衰退をしております。

水揚高は昭和50年代に比較すれば大きく減少しております。島に大きな加工施設がないために素材のまま安く出荷して付加価値の付けようがございません。

しかし、これらの課題を解決して企業経営的な体制を整えていけば、まさに20億円以上の売上高の伸長は十分可能性があると思います。隠岐のまき網船団は高騰した油を大量に焚いて境港へ一生懸命に運搬しております。

しかし、値段は向こう任せで安くで量で稼ぐしかないようであります。境港の貯蔵加工業者は隠岐の巻き網で維持されていると言ってもいいと思います。隠岐からの大量の安い素材に付加価値をつけて加工産業を構成しているのです。アジ、サバ、イワシ、イカ、パイ、カニ、サザエなどの缶詰め向きの安い素材は大量に隠岐にはあります。付加価値の取れる加工部門を境港に譲る必要はないと思います。ここはひとつ、大規模な缶詰工場を隠岐の島町に整備して仕事場をつくるべきではないでしょうか。必要なのは、最新の設備と経営ノウハウで、大手水産会社と提携するよう懸命に働きかけてみてはどうでしょうか。

毎年、春と秋の漁期には大量の魚が海流に乗ってやって来ます。今はトビウオが押し寄せてきていますが、いろんな魚種が季節ごとに入れ替わって繰り返します。沿岸から500メートル以上の広大な沖合いも含めて、島を取り巻く海には未曾有の未利用資源があふれています。豊かな海流の真ただ中の離島ゆえに資源は絶えません。漁業には島の産業経済を立て直せるだけの可能性は十分にあると思われます。

明治時代の国策としての殖産政策は、ご存じのように国が黎明期で民間に事業投資能力がないので前面に出て産業育成をしたものでございました。これに似て今の隠岐の島町も大きく雇用機会を創出できるほどの事業投資ができる力量は現在民間にはない。然るに行政が大きく財政出動してでも先導するしかないのではないのでしょうか。

これまで多くの目新しい事業案件を提案するなど雇用拡大担当部所は苦慮しておられまし

たが、雇用拡大に対する規模的容量、実現可能性、循環永続性、雇用の安定性などの要素を満たす案件はなかったように思います。これらの要素を満たす産業分野としては隠岐の島町では水産業ではなからうかと思えます。

政府が地域経済の目新しい振興策には助成すると言っている昨今でございます。例えばですが、中型まき網船団を1統増やし、100人程度が働けるような輸出用缶詰めを主体にした大規模な水産物加工場を開設するとか、水産業殖産政策の重要性が今後は増してくるのではないのでしょうか。

大手水産会社と提携してことを進めて、せっかく水産高校があるのですから水産高校生の卒業後の就業口を用意したり、多くの島の人々が働ける場所づくりをしてはどうでしょうか。

水産業殖産政策について、町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

次に、分割質問二点目の「大規模な水産業殖産政策について」のご質問にお答えいたします。

昨年6月定例会で同様のご質問をいただき説明させていただいておりますので、今回はその後の進捗状況についてお答えいたしたいと思えます。

本町では、昨年より将来的な水産加工場の整備を目指し、隠岐水産高校との連携によりますます新たな水産加工品の開発、販路拡大のための啓発活動に取り組んでいることは議員もよくご承知のとおりかと思えます。2年目となります本年度は、これらの取組みに加え、水産加工場を整備する場合の規模や採算性、流通経路など、総合的な分析と検証を行いながら、より踏み込んだ調査検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、先日行われました「島根型6次産業ステップアップ事業」のプレゼンテーション審査におきまして、本町が提案いたしました「水産加工品の開発と加工場整備」についての事業計画が採択されました。この事業は、モデル性の高い6次産業の取組みに対し、島根県が重点的に支援を行うものでございまして、今回の採択によりまして、加工場の事業性評価や試作品開発等にかかる調査・検討が一層拡充されていくのではないかと考えております。

本町といたしましては、今後もスピード感を持って、水産加工場の整備実現に向けた取組みを進めてまいりたいとこのように考えております。地域から要望があっても、「検討してまず。」でなかなか先行きしない、もっとスピーディにやれということを批判されておきまして、課長会でも調査だけでなくもっと早く緒に就けるような努力をしてほしいということもお願いしておりますが、このことにつきましても取組みをするように、今準備をさせておりま

す。この度、議員よりご提案いただきました内容につきましても、検討の過程で議論させていただき、雇用の場の拡充と定住促進につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

以上が答弁でございますが、実は旧西郷町時代、私が産業課長時代に「おどり漬け工場」もやろうということをつくったのですが、島後の方々はその時ばかりパツと飛びつくんですが、直ぐにやめてしまう。企業が、今、内部留保金も枯渇する状態の中で何ができるかと、おっしゃることは分かりますが、しかし地元の生産者の方が、もっとこうあるべきだと役場の方に主張に来るかと言ったら案外少ないのです。あの船を造ってくれというときだけ言ってきましたが、そうでなく付加価値を付けて本土に出していくということを考えないと、今のままでは駄目だということをもっともっと強く訴えて、もう施設がありません、何とかしてくれないかというようなものでないと、何でもかんでも雇用対策だ、雇用対策だと言って、役場がやれと。本当にうまくいけばいいのですが、悪くなると「町長、あんたがやったからあんたの責任だ。」と、それでおしまいになってしまう。ですから、もっと民間も本当に“やる気”になってほしい。

役場にも責任はありますが、一緒になってそういうムードをつくって進めていかないと、何れまた駄目になってしまうのではと思ひますので、その辺りを十分に協議しながら進めさせていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○5番（前田芳樹）

まあ、言ってくるのを待つのではなく、やはり先導的にやらなくてはならない状況ではないかというところがあります。以上で終ります。

○議長（石田茂春）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終ります。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時34分）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10時50分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、14番：池田信博 議員

○14番（池田信博）

それでは、通告しております内容で一般質問をしたいと思えます。

教育委員会については、多様な考え方や意見があることは承知しております。いじめの問題、先生の不祥事等問題が起こると、著名な政治家・評論家がテレビ等の媒体を通じ様々な考え方を示して議論をする様子が視聴者の興味を引くように大きく報じられてきました。それぞれの人たちの考え方を統一することはできないにしても無責任だと思える発言をする人が数多くいます。結果責任は誰がとるのだろうと考えさせられることも多々あります。我が国の宝物の児童・生徒は被害者そのものであります。

高度成長時代から今日に至るまでのわが国の状況を私なりに自分はどうであったのか、我が家族はどうであったのか、私の周りはどうであったのかと様々な状況に照らし合わせて見ると、現在の教育とは少なくとも違う部分があるのではないかと感じています。“ゆとり教育”は受け入れがたいものであったと考えます。

今現在も偏差値で進学校を検討しなければなりません。志望校への合格は競争を勝ち抜かねば達成できません。私たちが生活をする社会においては何事においても、どの分野においても競争から逃れることはできない状況であると考えております。

文科省は、学力テストの学校別公表解禁を26年度より認めると昨年10月に発表いたしました。一覧表にしたり、順位をつけたりすることは認めないという配慮事項も示し、公表には結果分析と改善策の提示も義務付けております。公表は市町村教委が判断し、学校の同意がなくても可能としています。公表することにより競争激化や序列化を懸念する保護者、関係者もおります。県内市町村の教育委員会は、検討中のところと非公表のところに分かれております。

報道では、松江市教委は学校別を含めた具体的な公表内容は8月の定例会議で結論を出すとしております。教育長は、「把握した結果は、情報公開の原則に立って基本的には公表すべきと考える。」と表明しております。委員からは個人が特定できないよう配慮した上でデータ公表を求める意見が相次いだとのことであります。

そこで、お伺いいたします。

一つ目、本町教委は学力テストの結果公表について非公表としているが改めてお伺いいたします。

二つ目、教育長は学校別学力テストの公表についてどのように考えているのかお伺いいたします。

三つ目、教育委員会は学力テストの結果を児童・生徒の学力向上を目指す環境の構築、教

職員の研修・研鑽についての考え方と今後の取組みをお伺いいたします。

○番外（ 教育長 山 本 和 博 ）

ただ今の池田信博議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「学力テストの結果の非公表について」でございますが、4月25日開催の教育委員会において、次の三つの理由により本町の学力テストの結果は非公表とするべきと決定いたしました。

まず、一点目の理由は、本町の児童生徒数は極めて少人数であるため、ほとんどの学校が一人の児童生徒の点数で平均点が変わりますので、学校の平均点そのものがその学校の教育水準を考えるためには意味を持ちません。また、そのため学校の平均点から個人を特定できる恐れがある。

二つ目は、公表することが、多忙な教育現場に更に拍車をかける結果になったり、テストの点を優先する教育に傾いたり、先生方に余分な負担をかける恐れがあるなど、良い影響を与えるとは思われないからです。

三つ目は、公表することで、学校の序列化、保護者の不安感を助長することにつながる恐れがある。

との三つの観点から非公表ということに決定しました。

二点目の「学力テストの公表について私がどのように考えているか」でございますが、私は、小中学校は全人的な教育をする所だと思っております。したがって、教科学習の結果の学力テストだけでなく、生徒指導、体育指導、生活指導、道徳指導等々すべての面にわたって評価することが大切だと考えています。そのため、学力テストだけを公表することについては、私は公表すべきではないと考えています。但し、現在学校は“開かれた学校づくり”と叫ばれておりますので、ある程度情報を公開することは考えていかなければいけない時代ではないかというのが一つ、そしてもう一つ、校長先生方には自分のところの学校の成績、あるいはその他のことを堂々と発表できる気概はもってほしいと個人的には思っております。

三点目の「学力向上を目指す取組について」でございますが、教育委員会は学力向上に取り組んで本年で6年目を迎えます。家庭・学校・教育委員会がそれぞれ役割分担をしながら取り組んでまいりました。学校の努力で現在小学校の子どもが、県の平均点並の学力になりました。中学校は学力がほとんど平均点以上で、3教科ほどは島根県でトップの成績を取っております。現在どのようにして学力テストの結果を利用しているかといいますと、隠岐の島町

の子どもの学力テストの結果を先生方に集まっていたいて、本町の子どもの弱みについて検討をしてもらっております。そして、どのような対策を講じればいいのか相談してもらっております。各校では自校の子どもの弱みを明らかにして、それを克服するための学習指導に取り組んでおります。

また、職員の資質向上では、ここ数年、筑波大学附属小学校より国語指導及び算数・数学指導の優れた先生方をお呼びし、授業をしてもらって、それを我が町の先生方が観ることで研修をさせております。実際はそのあと、その先生方に質問したり、悩み相談コーナーを設けて教員の資質向上に努めております。

一人ひとりの子どもたちが、夢や希望をもち、主体的にたくましく生きていけるよう学校・保護者・地域、あるいは教育委員会が連携し、子どもたちの確かな学力向上に向けて引き続き取り組みを推進していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○14番（池田信博）

再質問をさせていただきます。

まず、最初の非公表とした理由、この中で一点目に、少人数のために一人の成績で学校全体の平均点が影響して意味を持たないということなのですが、私はそういうことにも意味があると思うのです。

二点目の、教育長も教員の経験がおありなのでそうかも分かりませんが、これは教育委員の皆さんの合議制のもとに結論を出したということですが、この多忙な教育現場に更に拍車をかける結果があるのでやめると、また、先生方に余分な負担をかける恐れがあると、学校現場の教職員たちはどういう気概をもって生徒に接しているのか、私はこういうような結果を見たときによく分からない、専門ではないですが、“ゆとり教育”が叫ばれたときに、今の教員の組合の方々のご意見が基になって文科省が検討して、そういう教育が推進され、進められ今日まで来たわけです。結果、今になってやはり見直さなければならないということについては、諸外国との競争が生まれるようになったからそういうふうになったわけです。

何年前かに、「1位でなければ駄目なんですか。」という事業の見直しがありました。今騒がれている神戸市においてスーパーコンピューター「京」というのがポートアイランドにあるわけです。1番を目指さなければ、2番にも、3番にもなれないということだったんですよ。だから競争が全てではないですが、そういう環境も是非つくっていくべきだと私は思ってお

ります。

新しい制度が発足するわけなんです、現在の教育長が新教育長になられるかは別といたしまして、教育委員会も考え方を改革しなければならない。その中で、全ての保護者ではないですが、やはり自分たちの学校の成績はどうなんだろうということで公表すべきだという人がおるわけなんです。都道府県タイプで見ますと、新潟県か、福井県だったか、中学校 4 教科全部 1、2 番なんです。やはり県民のみんなが意識して頑張っておられるということ聞いています。

そこで、もう一度伺いするのですが、教育委員会は合議制のもとに決定した結果については、今年度はこうだと。だけど教育長もご自分がいわゆる団塊の世代の中で生きてこられて、小中学校では生徒指導、体育指導、生活指導、道徳指導など大切にしなければならないとおっしゃってますが、競争は必要、学力は小中学校から醸成しなければ、高校・大学ではどうにもならないですよ。その意味においても、私は直ぐにそういうことはできないとしても公表すべきだと思っておりますので、再度教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○番外（ 教育長 山本和博 ）

まず学力の公表ですが、子どもたちには自分の学力については個々の表を使って連絡しております。したがって、保護者の皆さんは自分の子どもの成績については掴んでおられます。ただ私は、今、池田議員が言われたようにこの学校の成績を、この学力テストの結果だけを発表することについては、私は教育経験がありますので校長だったら公表はしないと思っております。それは、先ほども言いましたが小中学校は教科指導による学力だけでなく、子どもの全人学、全人的な教育をするのが私は一番大事と思っております。学力テストの結果を隠すつもりは全くございませんが、それだけを公表することは間違っていると私は考えております。

もう一つ、競争が大事だと言われました。私もそのとおりだと思っております。やはり競争をして打勝つ力をつけてやること、生きる力をつけることが教育では一番大事だと思っておりますので、学校の中でかつてありましたが 100 メートルの徒競走を同じレベルの子で走らせるということがありましたが、私は競争はやはり学校の中でも行うべきだと思いますし、競争に強い子を育てることは大事だと思っております。

○14番（ 池田信博 ）

再々質問なんです、二番目の公表理由のところ、非公開としたという点について、ちょっと所見を。

○番外（ 教育長 山本和博 ）

私、教育長になって今まで学校に出かけて、先生方を全員並べて説教したことが3回あります。荒れた学校がありまして、先生方が音を上げておりましたので「何言っちゃだあ。お前たち、子どもが学校に来てごしちよるぞ。それで指導できなければあんたらの負けだ。」と先生らを説教したことがあります。

教育委員会の意見で教員が多忙なのということが出まして、個人的には多忙だとは思っておりませんし、それが我々教員にとっては大事なことはないかと思っておりますので、教育委員会で教員が多忙になるから公表すべきでないというのは、教育委員は5人おりますのでそういう意見があったわけですが、個人的には私も賛同しかねるところがあります。

○14番（ 池田信博 ）

とんでもない話だということを、教育委員会の委員の皆さんにおっしゃってください。こういう一般質問の答弁に、こういう結果を発表しなければならないというようなことでは、私は教育委員会の質が疑われると思います。

次に、二番目の質問をいたします。

地方教育行政法改正案が衆議院を通過し参議院で審議されておりましたが、報道によりまして6月13日の参議院の本会議で採決され、賛成多数で「可決」成立したということであります。

教育委員会の在り方を見直す発端は、滋賀県で中2の生徒の自殺問題、教委は調査を学校に丸投げしたり、非常勤の教育委員に直ぐに事案を報告しなかったりと、その対応が批判を招いた。責任の所在が曖昧である、現行では迅速な対応ができない、そのようなことで改革議論が加速していったと承知しております。

非常勤の教育委員長と常勤の教育長を統合し常勤の教育長を首長が任命する。首長や特に教育長の権限が大きくなる改正であります。

首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設け、教育行政の理念を定める大綱や重点施策を教育委員会と協議をして作成するということになろうかと思えます。

町長は職員期間を含め今日まで長期間行政に携わり、現在最高責任者として町政運営の舵取りをしておられます。教育行政の執行機関は教育委員会であるとしても、教育全般について町長は考え方を示して行くべきだと考えております。

そこで、我が町の教育行政を推進する中でグローバルな競争社会を生き抜いていけるような生徒が育つ、たくましい競争心が養われる教育現場となることも必要だと考えますが、町

長の考えをお伺いいたします。

松江市長は税金を使って実施されるもので基本的に公表すべきとしております。町長は学力テストの公表についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

池田議員の分割質問二点目の、「地方教育行政法改正について」のご質問にお答えをさせていただきます。

一点目の「たくましい競争力が養われる教育現場の必要性について」のご質問でございましたが、私は教育の目標というのは、先ほども教育長が申してましたが、自ら学び、自ら考え、自ら判断できる、そういった「生きる力」を育むことが大事であると考えております。また、議員仰せのとおり、互いに競り合い切磋琢磨することも、子どもたちのやる気を引き出し、可能性を伸ばすために本来必要なことであると考えているところでございます。

今後とも、子どもたちが適切に競い合う環境の中で、自らの夢や希望の実現に向かって努力していくことができますよう、教育委員会とともに取組んでいかななくてはならないと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

二点目の「町長は学力テストの公表についてどう思うか」というご質問であったかと思いますが、地域や保護者の方々に情報を開示し、説明責任を果たすことの必要性は十分あるとこのように感じているところでございます。しかしながら、先ほどの教育長の答弁でもございましたが、教育委員会の結論は結論として、私は尊重していくべきであると。言ってみれば専門家集団が出した結論については、私は尊重していかななくてはならないと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○14番（池田信博）

再質問を行います。

教育現場を尊重する、教育長が答弁したとおりだということでございますけど、この法の改正は直ぐにはではないですが、町長が今まで町長として教育行政について言えなかった部分までしっかりとって、教育委員会と合議のもとに教育大綱なり理念を定め、また細かいところまで定めるという場を、町長が指導をして会議を設けるということでございますので、今直ぐにはなしに、そういう改正が行われるということはそういう部分が足らなかったということでございます。

今までの教育委員会が進める教育行政の中では、その部分が欠落していたというふうに私

は思っております。だから、こういう改正がなされると思っておりますし、これからはそうしていくべきだと、まして島の宝であります国の宝であります子どもたちが競争だけではなく、自分たちの学校がどのレベルにあるのかというのを知る権利も認めてあげて、知らせるべきだと。保護者についても望む声もあるわけです。

そこで、公表すべきだと言っている松江市の市長は、切磋琢磨する心が生まれてくるということと、「教員」もしっかりと検証・研鑽をしてそういう取組みをしていく力になるとおっしゃっております。

私は、合議のもとに定められたその結果を尊重しないということではなしに、町長が、今、教育委員会の意見を尊重すべきと言っておりますが、公表すべきだと言う松江の市長は、これからどんどん自分の考えを言っていくんだと新聞紙上でも公言しておりますし、そのように私も感じますし、我が町の町長にも是非そういうふうにしていただきたいということでございます。

そして、理由として、学校独自には漢字テストとか計算テストとかいうようなことで個人の能力も高めながら、やる気というか、そういう気持ちを醸成させるような取組みをしている学校が島内にもあります。これからもそれが広がっていくというふうに私は理解しておりますけど、そのような理由で首長が教育行政についてしっかりと考え方を示していったら、教育レベルの向上、学力レベルの向上にも努められる環境を構築していただきたいと思います。町長の考え方を今一度お願いいたします。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたします。一般質問がございまして所管課長だけではなくて全課長が頭を揃えてどう回答していくべきかということについて議論いたします。

教育長が答弁した件につきましても、役場全課長でもって検討をいたしました。そのときに私は公表の関係で先ほども申し上げましたが、「先生方に余分な負担をかける恐れがある。」ということが議論されたということについては、これは本当にこういうことを答弁してもいいのかと、少なくとも自ら学び、自ら考え、自ら判断して生きる力をつけるというのが教育なら、そのために先生方が行わなければならないことが余分な負担かと、必要ならばそれは余分な負担でないはずだと、私は余分な負担だということを言うべきでないとは実は課長会でも申し上げましたが、ただこれは先ほど言いますように5人の方々の結論ですから、教育長の思いとは違うけれども答弁になったわけでありまして、私もその言葉には抵抗がありました。

実は、去年の11月頃でしたか、ある中学校の校長先生が地域学習の中でいろいろな方に話

を聞いているが町長も来てもらえないか、1時間講演をということで行きました。そのときに1年生から3年生までの生徒全員が私に手紙をくれました。その手紙を読んでビックリしたんですが、今の中学生は、町長になるためにはどういう免許が必要かというように考えておりました。私は中学校も高校もそんなに成績がいいわけではなく普通のどちらかというところちょっと低いぐらいの生徒でした。学校の先生方、校長以外みんな来ておりましたが、先生方はややもすると頭のいい子、そういう子どもが立派な子ども、立派な人間と勘違いすることがあるかも知れない。私はどっちかいうと立派な子どもでもなかったんですよと、でも努力だけは誰にも負けないくらいしたつもりです。皆さんまだ間に合う、もう駄目だと思わずに自分の力はまだまだこれからだと、もういっぺんそういう思いで頑張ってもらいたい、私もそういうつもりで頑張ってきたという話をしましたら、来た手紙、町長の話聞いて、もういっぺん“やる気”がでましたと書いてあったのです。総務課に手紙があるはずですから、どうぞ見てください。

私は、ややもすると学校のやり方によっては、もう途中で、どうせ俺は私は駄目だ、というような現場が学校の中にあるとすれば、これは大きな間違いだと思います。そういうことについては、我々のような素人であっても言うべきことは言っていく必要もあると考えておりますので、今回の改正については、まことにそういう意味では新しい風を送りこむためには、是非いいことだと考えております。

しかしながら、そのことは教育委員、教育長とも一緒になって考えていくべきであり、私の個人的なことを前に出すのはいかがなものかと思っておりますので、そういう答弁をさせていただきました。

松江市長の考え方も間違いではないと私は思いますし、また「公表はしません。」という地域の教育委員会についても、それなりに学校の規模等の実情があってそうしているということであるとするならば、それも一概に、強ち間違いではないとこのように考えておりますが、何れにいたしましても、今後、ただ側から見ているだけでなく一緒になって行政としても大いに関わっていくべき案件だと考えておりますことを申し上げて、答弁に代えさせていただきます。

○14番（池田信博）

教育委員会の決定は決定として、今後、私が思う公表に向けて、意識調査もしながら是非進めていってほしいというように思いますので、そのことについて、町長、最後に。

○番外（町長松田和久）

再々質問にお答えをいたしますが、地域の住民の皆さんを代表いたします議会にもそういう意見があるということを真摯に受け止めながら、今後十分に検討させていきたい、相談していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（石田茂春）

以上で、池田信博議員の一般質問を終わります。

最後に、13番：遠藤義光 議員

○13番（遠藤義光）

私は、定住人口が定着するために、またこの島により多くの人が訪れて感動を生むためにどうすればいいかということで一案について、ご提案したいと思います。

本年は、町村合併から10周年を迎えることとなります。その間人口は約2,500人も減りつづけ本年6月1日現在15,042人となりました。ついに15,000人を下回るのも時間の問題であります。若者の島外流出にも歯止めがかかりません。観光を基軸にした産業振興で“まちづくり”に取り組んでおり、隠岐世界ジオパークの認定も受けました。まさに関係者の熱意と努力が世界に認められた歴史的成果でありましょう。

畜産では黒毛和牛の生産に企業も参入し、島根県全体で使用頭数は減少しているものの隠岐島では増えており、本町JAでも米の取扱高が1億2,000万円に対し子牛の売上高は、25年度は1億1,300万円となりました。まもなく米の取扱高を追い越すまでになりました。今後、ますます振興が期待されます。

隠岐の島町は86パーセントが山林ですが、町長がおっしゃいます“林あって業なし”のごとく実に低迷しています。林地を牧野として有効に活用することは島の経済振興に大いに貢献できると考えています。町長ご存知のように、牛という動物は4つの胃袋を持っていて、その特性から草を食べて蛋白質に変えおいしい牛肉になります。その牛は日本銀行券に交換できることはご存じでしょう。私たちに外貨をもたらしてくれるのであります。すなわち牛にその働きをしてもらうためには草こそが必要であります。牧野開発をやっておりますが、牧野は牛の働き場所と言えるのではないのでしょうか。

我々の仕事は、いかにして牛に働いてもらうためにたくさんの草を生産できる牧野をつくることなのであります。現在、竣工検査が済み牧野管理を指定管理に出される、草の生えていないフェンスで囲われた土地を牧野と称する町有財産を手に入れて、悲しくむなしく感じていませんか。笠松牧野しかり、いわんや岬、今津地区の新しく開発している牧野に草が生えていないのをお気づきですか。まさか見て見ぬふりではないでしょうね。地元の人たちは

冷たく笑っていますよ、ご存じないのですか。島根農業振興公社のする仕事だからとか牧野管理組合に指定管理に出しているからとか、後は管理組合の仕事だなどと丸投げを決め込んではいないでしょうか。

岬地区は昭和40年、西郷町は現在と同じ場所を牧野に開発しています。当時3月頃に蒔いた種は6月には緑の草の海となり、その後大いに畜産振興に寄与していたと聞いております。何故平成の今、私たちが取組む牧野に草を生やすことができないのでしょうか。何が原因なのでしょうか。今一度、基本に立ち返り自然や植物の個々の生理生態を理解することが不可欠ではないでしょうか。

環境問題により産業廃棄物処理法などの関連する法律が事業に制約をもたらしているのも事実でしょうが、言い訳にはちょうど良いのかも知れませんね。しかし私たちは国境離島の島で国民的使命を背負いながら誇り高く生きてゆかねばなりません。自ら就業の場をつくり出す必要があります。牧野の開発整備もその一つの道でありましょう。

さて、現実を悲観してばかりいてもいけませんし、また皮肉ばかり述べても幸せになりませんから、どうしたら建設費も押えながら理想的な美しい緑豊かな牧野をつくれるかを皆さんと共に考えることにしましょう。

全国には文化としてまた伝統として野焼きを行っているところがたくさんあります。有名なのが熊本県の阿蘇、山口県の秋吉台などがよく知られていますね。中でも代表格が阿蘇ですが、阿蘇山の外輪山の草原は約千年もの間、人々が野焼きによって作り出したもので自然にできたものではありません。草原は阿蘇の赤牛の放牧場として冬の粗飼料の草刈り場として、また美しい草原は地域の観光資源として畜産振興や観光振興に役立っており最近では全国から多くのボランティアが参加し、毎年3月の阿蘇の火祭りでは観光野焼きも行われています。

そこで、阿蘇や全国各地で行われている野焼きが何故隠岐でできないか。隠岐でできるようにしようではありませんか。

離島の放牧場の整備や維持管理に隠岐全体で連携を図り、隠岐を特区とし取組んでほしいと思います。現状ではこれ以上お金をかけることができないとなると格安で効率的な取組みが必要です。それは節税にもなり成果もより大きなものになるでしょう。直ぐにでも取組んでください。隠岐の定住人口を流出させないためにも、隠岐を訪れる人々により多くの感動と喜びを与える景観の醸成のためにもより強力に取り組むべきと考えます。是非、町長のお考えをよろしくお願いいたします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の遠藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、分割質問一点目の「野焼き特区による農林業振興について」のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のように、本町では、繁殖牛の更なる増頭はもとより、放牧による足腰の強い子牛の育成や、畜産経営の低コスト化を図るため、豊かな森林環境を活用した公共牧野の整備を積極的に、今進めさせていただいているところでございます。

しかしながら、平成13年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正によりまして、従来、公共牧野整備工事において一般的に行なわれておりました野焼きが禁止となりましたことから、それ以降の牧野整備工事では、野焼きを実施しておりません。

このため、議員ご指摘のとおり、近年整備しました公共牧野は従来の牧野に比較いたしまして、雑灌木の拡大抑制や牧草の生育状況が必ずしも十分とは言い難いのが実情でございます。

これらを解決するために、隠岐を特区として野焼きに取組めないかのご提案でございますが、現行の隠岐の島町火入れに関する条例でも、安全対策等、一定の条件を満たせば採草地の改良を目的とした野焼きが可能でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律にも、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないと考えられている場合には廃棄物の焼却は焼却禁止の例外となる廃棄物として挙げられているところでございます。

何れにいたしましても、畜産農家を始め関係者の方々と情報交換しながら、優良な採草放牧地に生まれ変わるよう有効な対策を講じてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

実は、東部農業共済の組合長であります県議会の浅野先生が今月16日上京するので、「町長一緒に行こう。」と言うことでございましたが、こちらもいろいろと都合があって行けなかった。私のところにこういう状況だったということで、先ほど申し上げましたように農林水産業を振興するために必要な場合には、それは廃棄物の範ちゅうには入らないということでございます。私の方も畜産振興課の方へ行って、また具体的に話を聞きたいと思いますが、これまでにやってきた笠松牧野のような形で、くぼ地に表土を盛ってきて後に播種しても草は生えていないというのは、私も現場を見させてもらってよく分かっておりますので、今後はそれがどうやったら草量拡大につながっていけるような工法を考えたいと思います。一斉

に民家の近くで野焼きができなければ集めて燃やすとか、そういうことをしながら何とか草量拡大に努められるような牧野改良や牧野造成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○13番（ 遠 藤 義 光 ）

再質問をさせていただきます。所定の対策を取れば可能であるということで、手法は分かりましたが、いわゆる「特区」ということについては、各段それを行わなくともできるということなのでしょうか。

例えば、阿蘇の野焼きというのは実に2万ヘクタールにも及びます。本町が240平方キロですから、ほぼ我が島後の島に匹敵するくらいの野焼きが毎年行われていると。これは文化でもあり伝統にもなっておりますので、環境省もこれは認めて行事としてやっている。

実は隠岐の島もかつては、我々が中学・高校ぐらいまでは“荒開け”といって山の地ごしらえをする、そのときに木を集めて防火帯を作って火を放って焼いて、そして可能な所には菜種を蒔いたり小豆とか大豆とか蒔いたり雑穀類も栽培してそして植林をしている。3年ぐらい経って杉が1メートルぐらいになるとそこへ林間放牧をする、そういったことで森林の下刈りの省力化とかもやってきました。

国立公園になった38年頃は、隠岐の島はどここの山も今のような荒れた山ではなかったような、もっと見通しのいい、風通しのいい綺麗な景観があったはずです。そういったことの復活も大切です。ただ現在、できているはずの牧野に草が生えていないのは野焼きをやっていないから草が生えていないのではなくて、空いてる土地に草が生えてないのです。それは何故ですか、お調べになりましたか、どういった緑化を講じたのでしょうか。島根農業振興公社が設計して管理して竣工計算もやられたんでしょうが、どこまでが業者の責任なんですか。鉄条網を張ったからもういいで終わっているのですか。その辺どうなんですか。

もう一つ、この間島前の国賀の牧場に行きました。そしたら、雑灌木が切って積んであります。やはりこれは隠岐の島町だけでなく、隠岐の島全体で足並みを揃えていかないと、その辺は島前と連携を図って推進をしていくお考えを是非持ってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えをいたしたいと思いますが、先ほども言いますように平成13年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これはご案内のようにCo2削減対策もあってだと思いましたが法改正があります。今お話がありました、例えば奈良県の若草山、秋吉台の山焼き、阿蘇山

の山焼き、これについてはいわゆる風俗習慣的な行為であるということから認められておりまして、今言われる荒開けとか昔のような輪転は今はなされてないわけでありますので、それを昔は認められていたからと言っても、結論から言うとそれは難しいということなんです。そういうことが、今慣習としてあればそれは認められる。特区としてもそれは認められるでしょうが、法律で規制がかかっている中で何でも特区に出せばみんな通るということになれば法律なんかめちゃくちゃになってしまう。ですから、その範ちゅうで可能な形をとればいい。

議員がおっしゃいますように、私は笠松牧野を見てあれはいかなものだったかと、表土を全部谷間に落としてしまってガチガチの所に種を蒔いても草は生えませんよ。それは業者が悪いのではなくて、設計が悪かった。ですから、今後は設計者とも十分に話して15センチか20センチある表土は残す、そしてくぼ地に残骸を集めてそこで燃やして、そういう形を取って必要最小限度の整備をして、草が生えるようにしていくべきではないかこのように思っております。草だから大丈夫だろうということで公社の方もやったかも知れませんが、どうもあれは大きな間違いがあったと、今後は十分に山の状況等を見定めながらあるべき方向を出して、そして設計をさせていくというように切りかえていきたい。

そして、野焼きをしないのではなく集めて燃すやり方については認めてもらって、ただしそれは国・県の補助事業にはならないようですが、補助金がほしくてやるのではなく草を生やすためにやると、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

島前地区との連携につきましては、島前の場合は、島後の場合と少し環境が違いますので方法があるかも知れません。同じように山積みされている状況であるとすれば、これについては協議をして島前・島後一緒になって国と協議していけばいいと考えております。

○13番（ 遠 藤 義 光 ）

再々質問をさせていただきます。できる可能な範囲でやっていくということはよく分かりましたし、笠松牧野についても認識をお持ちということも分かりました。

岬牧野、条例改正しましたよね、去年の冬は放牧もされてましたよね、あそこに草が生えてないのは何故なんですか。あそこは草が生えない環境ではないはずなのに草が生えない、それは調べられましたか。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

どういうケンタッキーブルーグラスなのか分かりませんが、播種したそうですが、結果として生えなかった。張り芝もやったが結果として悪かったという結論については聞いており

ますが、原因がどこにあったかについては定かではありません。

何れにしても、我々も整備をして牛を飼う以上は草が生えるためにはどうしたらいいか、考えていきたいと思います。

○13番（ 遠 藤 義 光 ）

次に、隠岐世界ジオパークに認定されたからと言って喜んでいる場合ではないと思うんです。

皆さん、俗に“黄色いエイリアン”と言われて戦後アメリカから入ってきた帰化植物ですが、最初は沖縄米軍基地周辺でやがて全国に繁茂していったもので、隠岐にも20年ぐらい前から私は見ておりましたが、最近は特に勢力が拡大してきております。境港には早くからありまして、私の知り合いで「これは綺麗だから持って来て庭に植えた。」と言う人もおりました。きれいだと思って持ち込んだ人もおれば、建設工事の法面保護工事の緑化の種子にも混ざって入ってきたものもあるとみえて、山の高いところでも見られます。隠岐世界ジオパークの認定を受けた今、大規模な撲滅作戦が必要でないでしょうか。

この草は、北アメリカ原産の多年生で根や地下茎からアレロパシー物質を出して、これはホルモンの一種ですが周りの草には毒だそうです。周辺の草をやっつけて、やがて草植物の種の発芽力も奪って、やがてセイタカアワダチソウの天下となる。また咲いた花が終って枯れておしまいかと思ったら、それがそのまま成熟していて発芽能力を持つ種子となる。例えばタンポポなんかは綿毛が風で運ばれて行くのでどこでも生えますが、他の植物にない生命力、繁殖力は驚異である。葬儀の生花の中にもたまにあるんですよ、セイタカアワダチソウはお金になるんだと思って感心しました。業者の方の認識が足りないんだと思いました。

花粉は異種蛋白質アレルギーを引き起こし、ぜんそくの原因にもなるとも言われております。耕作放棄地や河川沿いなどに多く見られまして、先日、岬の新しい牧野の中にもかなり見られました。役所の設計で蒔いた種は生えないのに、これは生えてくるんですね。

このまま駆除しないでいると、黄色いエイリアンに隠岐の島全体が覆い尽くされる日がやがてやって来るであろうと心配してます。畜産振興どころではなく景観も損なわれて観光振興の障害になるかも知れませんし。世界ジオパークだから世界中の花が咲く島がいいのでしょうか、それとも隠岐固有の植物や生態系が守られたほうがよいのでしょうか、よく考えてほしいと思います。

ちなみに世界認定を受けたのちは、「空き缶を拾いましょう。」とか「ゴミを捨てないようにしましょう。」という言葉が森林組合の総会でも言っておられましたが、それは常識的な問

題でこれを言わなければならないほど悲しい隠岐の島の現状だということがよく分かります。

それも大切なことですが、この黄色いエイリアンのことは眼中になかったのでしょうか。認識を新たにして取組む考えはおありでしょうか、是非所見をお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

分割質問二点目の「セイタカアワダチソウの撲滅の必要性について」のご質問がございました。

議員仰せのように、セイタカアワダチソウは北アメリカが原産でありまして帰化植物でございます。根や地下茎から有害物質を出して周りの植物の発芽力や根の発育を弱らせ、自分の分布範囲を広げていくことから各地で問題となってきました。松江の高速道路近海はずっとセイタカアワダチソウが繁茂しておりますが、その繁殖力も少し衰えを見せてきているとも言われてきております。

近年は、セイタカアワダチソウに代わりまして、昨日のまちづくり協議会でも環境省の隠岐自然保護官事務所の方が来て説明をされておりましたが、外来種であります「オオキンケイギク」といってキクに似た綺麗な花ですが、これが全国的に問題となってきました。この植物も北アメリカ原産のキク科の植物で、日本の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがあることから環境省の特定外来種にも指定されております。現在はもちろん栽培は禁止されております。

本町におきましても、ここ2、3年ほどでこのオオキンケイギクが急速に広がっております。そこで、環境省の方では本年度からオオキンケイギクの駆除事業の着手を隠岐でも考えている。

先ほどご指摘がありましたように、隠岐は離島であります。隠岐の固有種が撲滅するようなことがあってはなりません。セイタカアワダチソウ、オオキンケイギクについても、これから撲滅作戦を取っていかなくてはならないということでございます。

環境省が実施をいたします駆除事業だけでは駆除することが困難であると予想されますので、駆除活動に対しまして、町民の皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと、早速チラシによる周知をさせていただいたところでございます。

したがいまして、当面の課題といたしましては、議員からご指摘をいただきましたセイタカアワダチソウはもちろん、オオキンケイギクの駆除が必要であるとこのように認識いたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もともとこれは、道路整備なんかをするときに貼り付けるあの種子の中に、実はセイタカ

アワダチソウが入っていたというようにも聞いてます。最近では貿易が自由になりましたので、そういう外来種が入ってくる可能性は強いということで、我々も何とか撲滅に今後力を入れていきたいと考えておりますので、一緒に協力をしていただきたいとこのように考えております。よろしくお願いいたします。

○13番（ 遠 藤 義 光 ）

町長にありまして十分な認識をお持ちで、今後取組んでいくという力強い決意の言葉と受止めました。

やはり、“ごみ”についても“空き缶”についても、町民一人ひとりが考えていかないといけないことです。こういった外来植物の駆除についてもジオパークの啓発と併せて、町民の皆さん一人ひとりの力合わせが必要と思います。町長の言われる協働の力、これが今後課題だと思います。そのことに期待をしまして終わります。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、遠藤義光議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日6月24日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 1 時 5 6 分 ）

以 下 余 白